

簡易公募型プロポーザルの手続き開始公告

東松島市東部地域包括支援センター運營業務について、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を随意契約の相手方の候補とする手続きを実施する。

令和8年7月7日

東松島市長 渥 美



1 プロポーザルの概要

(1) 業務名

(債) 令和8年度東松島市東部地域包括支援センター運營業務

(2) 業務目的

東松島市(以下「本市」という。)では、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(以下「センター」という。)の運營業務を実施しています。

センター事業は、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のため必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

(3) 業務内容

仕様書及び別紙(在宅医療・介護連携推進事業)を含む全業務を委託対象とする。

(4) 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(5) 提案額の上限

3年間の総額で111,128千円とする。なお、消費税法施行令第14条の3第5号の規定により非課税事業に該当する。

ただし、各年度における支払い限度額は次のとおりとする。

令和9年度 36,645千円

令和10年度 37,043千円

令和11年度 37,440千円

※平成28年11月29日付け厚生労働省老健局振興課通達に基づく地域支援事業交付金の取り扱いにより、余剰金が発生した場合は市へ返還するものとする。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すものであることに留意すること。

2 参加者の資格要件

プロポーザルへの参加を申し込む事業者(以下「参加申込事業者」という。)に必要な参加資格要件は、東松島市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン(平成25年3月18日訓令甲第13号)第4条の規定に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であり、経営状況及び財務状況が良好(債務超過でないこと、連続赤字でないこと)であること。

(2) 仕様書第5の事務所要件を満たすこと。

(3) 介護保険法第115条の22第2項の規定に該当しないこと(指定介護予防支援

事業者として指定してはならない基準)。

(4) 市内に介護保険サービスを提供する事業所(福祉用具貸与・販売のみの事業所を除く。)を有し、かつ市内での介護保険サービスの提供実績があること。

(5) 仕様書第7の専従職員を業務開始日まで確保できる見込みがあること。

3 参加申込み

本企画提案に参加を希望する者は、「(債)令和8年度東松島市東部地域包括支援センター運営業務委託に係る簡易公募型プロポーザル実施要領」に基づき、参加申込書等の提出期限までに提出書類を提出すること。